

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

| | |
|---------|---|
| 路線名 | 百二十二号 |
| 供用開始の区間 | 川口市南鳩ヶ谷四丁目三番一五地先から 同市南鳩ヶ谷四丁目三番九地先 まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。) |
| 供用開始の期日 | 平成二十七年十二月一日 |
| 備考 | 平成二十七年十二月一日付け、埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二 九・〇〇メートル |